

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分
		前年からの 繰越未決	本年の 起訴	計	有罪に係る人員及び金額								
					有罪	無罪	公訴 消滅	未決	懲役刑を せられた 人の員	罰 金			
										人 員	金 額		
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		4	-	4	3	-	-	1	3		2	33,800	
法人税	外									内			法人税
		3	5	8	7	-	-	1	4		7	67,700	
その他	外									内			その他
		1	3	4	3	-	-	1	5		1	4	
合 計	外									内	3		合 計
		8	8	16	13	-	-	3	12		14	118,500	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	3	第 159 条	外	7	脱税犯規定	外	3
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	7 -	両罰規定	外	3 -
合 計	外	3	合 計	外	7 7	合 計	外	3 3

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
			酒 類 等 製 造 者	酒 類 等 販 売 業 者																
要件 処理数	前 年 度 未 繰 越 処 理 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 未 繰 越 処 理 済	要件 処理数		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-				
	検 挙	外	1	1	1	3	3											検 挙		
			1	1	2	4	4	1	-	1	-	-		-	-					
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	1	1	1	3		3										通 告 処 分	処 理 済 件 数	
			1	1	2	4		4	-	-	-	-		-	-					
	告 収 税 官 吏	外																		告 収 税 官 吏
			-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-				
	発 そ の 他	外																		発 そ の 他
			-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-				
	通 知 処 分	外																		通 知 処 分
			-	-	-	-		-	1	-	1	-		-	-	-				
	不 告 発	外																不 告 発		
			-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-					
処 分 前 減 公 訴 権 消	外																処 分 前 減 公 訴 権 消			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
本 年 度 未 処 理 済 件 数	外																本 年 度 未 処 理 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額			
		273	-	-	273		273	-	-	-	-	-	-	-						
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	500	100	15	615		615										通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額			
		390	360	113	863		863	-	-	-	-	-	-	-						

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処 理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	検 挙	理数
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	3 4	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	収 税 官 吏	
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	そ の 他	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	1	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 権 消 滅 公 訴	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	処 分 権 消 滅 公 訴	
	本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
	犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	615 863	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
		酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外	1	1	1	3													3	通 告 処 分	
		1	1	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
	計	外	1	1	1	3													3	計	
		1	1	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
履行等件数	通に告よる履行発	外																	-	通に告よる履行発	履行等件数
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通公訴権消滅	外																	-	通公訴権消滅	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通 告 履 行	外	1	1	1	3													3	通 告 履 行	
		1	1	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
	計	外	1	1	1	3													3	計	
		1	1	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
本年度末履行未済件数		外																	-	本年度末履行未済件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告履行罰科金額 通相 当	外		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額 通相 当	
		500	100	15	615													615			
		390	360	113	863	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	863		

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの			
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者												
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 55 条	外1	2,342	-	273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	2,342	-	273	-	
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	69,957	-	-	外1	3,527	-	-	外2	73,484	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	3	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	外1	2,342	-	273	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	69,957	-	-	外1	3,527	-	-	外3	75,826	-	273	-
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	1	第15条第1項第1号	1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	1	合 計	1	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。